

# 第 19 回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 4年 1月28日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 4年 1月28日(金) 15時30分～16時26分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件  
日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件  
日程第4 報告第3号 農地賃貸借料情報公表報告の件  
日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件  
日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件  
日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件  
日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積  
計画決定の件

---

●出席委員

1番 島部 亨 2番 敬松 穰治 3番 小寺 典子 4番 道下 勇治  
5番 坂下 義晴 6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀 8番 横溝 勲  
9番 平林 浩哉 10番 谷口 栄治 11番 廣江 英幸 12番 後藤 和則  
13番 西川 幹生 14番 相澤 研二 15番 浅井 隆久 16番 森本 敏彦  
17番 浅野 博文

---

●欠席委員

なし

---

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

---

●議事録署名委員

6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に6番 早苗委員、7番 森田委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。道下あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○4番（道下委員） 4番 道下。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

去る1月19日に開催いたしました。あっせん委員に、敬松代理、横溝委員、谷口委員、浅井委員、森本委員、そして私道下。事務局から藤野局長、竹川係長が出席しています。午前10時から事前の打ち合わせを行い地区委員の説明のあと現地調査を行いました。その後、午後1時からあっせん委員会を開催いたしました。それではあっせんの結果について報告します。

番号1番から番号4番については売買、番号5番から番号8番については、賃貸借のあっせんとなっています。いずれのあっせんも成立しましたので報告します。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

●日程第4 報告第3号 農地賃貸借料情報公表報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地賃貸借料情報公表報告の件を議題とい

たします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 報告第3号 農地賃貸借料情報公表報告の件。農地法第52条の規定により、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに許可(公告)された農地の賃貸借に関する賃貸借料の情報を公表しましたので報告する。

【議案説明】

○議長(島部会長) ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

●日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長(島部会長) 次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 森本委員より現地調査の結果及び補足説明をします。

○16番(森本委員) 16番森本。先日電話にて申請内容を確認しました。この件は、親から子へ経営移譲に伴う使用貸借の申請です。申請地は、上美生市街地より3kmほどの自宅周辺の畑約4.1ヘクタールほどとなっています。借人は農業に携わり12年目となり、数年前に貸人が一時病気となった時以降は、経営の中心となってきています。青年部活動にも参画するなど活動しています。親子間の使用貸借であり、まわりへの影響もなく問題のない案件と思われま

○議長(島部会長) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号2番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 森本委員より現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○16番(森本委員) 16番森本。この件について、1月23日電話にてお話を伺いました。この案件については、親から子への経営移譲に伴う使用貸借の申請です。上美生中学校より北に500メートルほどのところに自宅があり、その周辺に約8ヘクタール、そこより東に8ヘクタール、南に約1キロメートルのところに9ヘクタール、合計25.2ヘクタールほどとなってい

ます。借人は就農後18年を経過し、数年前より農事組合に参画するなど経営の中心となっておりとともに、親子間の使用貸借で地域の理解も得られている案件です。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。ただ今事務局から説明のありました件について、先日お会いし調査しました。今回の案件は、親から子への使用貸借であります。借人は、13年前に父親を亡くし、その後、経営者として、母親である借人と経営をしてきました。今回は親子間の使用貸借であり問題のない案件と考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので番号4番、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番 番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番（島部会長） 1番島部。ただ今事務局から説明のあった件については、経営移譲に伴う親から子への使用貸借の申請です。番号4番の申請地は、河北に向かう道路の十勝川の手前右側と、残りは、自宅周辺に点在してあります。番号5番の申請地は、貸人である借人の母親が相続により取得した農地であります。借人は、地域の農事組合長や区長などを幾度も担うとともに、野菜を導入するなど経営の中心となっています。親子間の使用貸借で問題のない案件と考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号4番、番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号4番 番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番 番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号6番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番（島部会長） 1番島部。ただ今事務局から説明があった件ですが、貸人が20年以上にわたり賃貸借していた農業者が離農することとなり、新たな貸人に賃貸借するための申請です。借人の農地が道路を挟み隣接する場所にあります。地域の方の理解も得られており、近隣に迷惑をかけることがない問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号7番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 坂下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 5番坂下。先日、現地調査を行いました。今回は、父から子へ贈与の申請です。譲受人は、既に40年以上経営者として農業経営を行っています。親子間の贈与で問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号8番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 敬松委員から

現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○2番(敬松委員) 2番敬松。1月22日に現地調査を行いました。今回の申請は父から子への贈与の申請です。譲受人は、13年前に就農し、間もなく経営の中心となり家族経営をしてきました。地域では農事組合長などの役員を歴任するなど活発に活動しています。親子間の贈与であり、問題のない案件です。

○議長(島部会長) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて、採決を行います。番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第1号2を終わります。

○議長(島部会長) ここで、休憩といたします。

---

15時56分 (休憩)

16時05分 (再開)

---

#### ●日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件

○議長(島部会長) 休憩を解き会議を再開します。

○議長(島部会長) 次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) ただいま、事務局より説明のあった案件については、12月28日開催の第18回農業委員会総会においてご審議頂いた案件です。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定し、準備が整い次第許可するものとします。

以上で議案第2号を終わります。

---

#### ●日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長(島部会長) 次に、日程第9 議案第4号 農地法第4条の規定による意見聴取の件を議題といたします。

番号1番についてですが、後藤委員本人に関する案件であります。農業委員会に関する法律第3

1条の規定により「議事参与が制限」されることとなります。後藤委員には議事終了まで退席願います。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時06分（休憩）

16時06分（再開）

---

○議長（島部会長） それでは休憩を解き会議を再開します。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあった案件について、担当委員であります浅野委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（浅野委員） 17番浅野。先日現地調査を行いました。申請地は現在一時転用により土砂を採取している箇所継続案件であります。国道38号線の芽室坂の北側にあり近隣農地に影響がなく問題のない案件と考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第3号を終わります。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時09分（休憩）

16時10分（再開）

---

●日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） それでは休憩を解き会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号57番から60番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号57番から60番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号57番から整理番号60番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。まず整理番号57番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号57番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号58番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号58番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号59番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号59番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号60番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号60番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号61番についてですが、坂下委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により「議事参与が制限」されることとなります。坂下委員には議事終了まで退席願います。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時16分 （休 憩）

16時16分 (再開)

---

○議長（島部会長） それでは休憩を解き会議を再開します。

○議長（島部会長） では、整理番号61番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川）

【整理番号61番朗読】

○議長（島部会長） それでは整理番号61番について質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。まず整理番号61番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号61番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時18分 (休憩)

16時18分 (再開)

---

○議長（島部会長） それでは休憩を解き会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に整理番号62番についてですが、浅井委員の親族に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により「議事参与が制限」されることとなります。浅井委員には議事終了まで退席願います。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時19分 (休憩)

16時19分 (再開)

---

○議長（島部会長） それでは休憩を解き会議を再開します。

○議長（島部会長） では、整理番号62番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川）

【整理番号62番朗読】

○議長（島部会長） それでは整理番号62番について質疑を行います。ご意見・ご質問はあ

りませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。まず整理番号62番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号62番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時20分（休憩）

16時21分（再開）

---

○議長（島部会長） それでは休憩を解き会議を再開します。

○議長（島部会長） では、整理番号63番から整理番号65番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川）

【整理番号63番から65番朗読】

○議長（島部会長） それでは整理番号63番から整理番号65番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。まず整理番号63番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号63番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号64番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号64番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号65番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号65番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第4号を終わります。

---

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第19回総会を閉会いたします。

---

（16時26分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 1月28日

議 長 (農業委員会会長)

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員

